

防衛医科大学校病院規則第11号

防衛医科大学校病院緩和ケア室運営委員会規則を次のとおり定める。

平成28年3月31日

防衛医科大学校病院長 長 谷 和 生

防衛医科大学校病院緩和ケア室運営委員会規則

改正 平成29年 3月30日規則第 1号

(目的)

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院緩和ケア室（以下「緩和ケア室」という。）の円滑な運営を図るための緩和ケア室運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は副院長（管理・運営担当）をもって充てる。
- 3 副委員長は緩和ケア室長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときには、その職務を行う。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 地域医療連携室長
 - (2) 緩和ケアに携わる診療科の長
 - ア 身体系医師 1名
 - イ 精神科医師 1名
 - (3) 薬剤部長
 - (4) 看護部長
 - (5) 運営支援課長
 - (6) その他、病院長の指名する者
- 6 副委員長又は委員に事故があるときは、あらかじめ副委員長又は委員が指名した者が、その職務を代行する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 緩和ケアの導入及び提供並びに改善に関すること。
- (2) 緩和ケアの知識と技術の普及及び情報提供に関すること。
- (3) 緩和ケアの地域連携の導入及び運用に関すること。
- (4) その他適切な緩和ケアの実施に関すること。

(会議)

第4条 委員会は、原則として四半期に1回開催するほか、委員長が必要と認めた都度開催する。

2 委員長は、委員会を召集し、その審議を主宰する。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

4 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務部運営支援課において行う。

(委任規定)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。